

## 議決権行使の考え方

MFS インベストメント・マネジメント株式会社は、MFS が議決権行使の基本方針として定めた「議決権行使に関する方針及び手続き」を採用しております。

### 【基本方針】

議決権行使に関するお客様のご方針は国によりそれぞれ異なる部分もありますが、MFS は議決権行使にあたって、お客様にとって長期的な経済的利益に適うことを最優先に、議決権行使の判断を行って参ります。

日本のお客様からお預かりしている運用資産においても、MFSの基本方針に基づいて議決権行使の判断を行いますが、特に重要と考える点は以下の通りです。

(1) 企業内部において株主価値の観点から経営を監督する仕組みとしてのコーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目指して議決権行使の判断を行います。

(2) 企業や経営陣による反社会的行為、つまり、違法行為や行政処分、訴追、その他社会的信用を著しく害するような行為については、それが株主価値を明らかに毀損している場合には、基本原則に基づいて厳正な判断を行い、議決権行使を通じて、経営の改善を要求します。

(3) 企業業績については、基本的には投資対象としての判断（保有継続もしくは売却）が優先しますが、業績、株価の低迷が議決権行使によって改善されうる場合には、取締役の選任などの具体的な議案の判断に反映されることがあります。

(4) その他株主価値の毀損が明らかな場合は、議決権行使を通じて、企業に対し適切な経営を行うよう要求します。

### 【体制及び意思決定プロセス】

MFS の議決権行使に関する方針及び手続きは、MFS 法務部の上級幹部社員及び議決権行使コンサルタントを含む MFS 議決権行使委員会が監督しております。MFS では、議決権行使にかかる調査（報酬水準、環境社会問題、各国規制など）、議案に対する推奨などの参考情報を収集するために、インスティテューショナル・シェアホルダー・サービス・イック（ISS）、グラスルイス（Glass Lewis）、その他の第三者機関を、MFS 独自の分析と判断を行うために活用しています。

最終的には MFS 議決権行使委員会が議決権行使に関するすべてを決定します。

(連絡先)

コンプライアンス・オフィサー 電話 03-5510-8550